

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 46 R2
提出年月日	令和 3 年 11 月 18 日

## 放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 46 R1】の改訂版（R2）である。改訂内容は以下のとおり。

○保管廃棄区画の説明について、ドラム缶をパレットに積載して保管廃棄することを想定していることから、パレット寸法・形状を踏まえた配置による保管廃棄区画の寸法に見直した（添付 2 別紙 2 参照）。

※【濃縮個別 46 R1】から変更した部分を青字にて示す。

## 目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
2.1 一号の要求に係る設備	1
2.2 二号の要求に係る設備	1
2.3 五号の要求に係る設備	2
2.4 事業変更許可申請書の保管廃棄能力に係る設計の要求に係る設備	2
2.5 その他	2
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	2
4. 既認可から変更がない設計について	2
添付1 申請対象設備の「技術基準規則 第20条 廃棄施設」への適合要否及び既認可からの変更について	
添付2 変更内容に係る補足説明事項について	
添付3 既認可の申請内容	

## 1. 概要

本資料は、第 5 回申請の【放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

## 2. 申請対象と技術基準規則の関係

第 5 回申請において説明している内容は「技術基準規則 第 20 条 廃棄施設」及び「技術基準規則 第 23 条 換気設備」に基づく説明である。技術基準規則第 23 条については、今回申請する設備及び機器が、放射線障害を防止するために必要な換気等を行う機器ではないため該当しない。

技術基準規則「第 20 条 廃棄施設」のうち今回の申請対象設備は一号、二号、五号の要求及び事業変更許可申請書の保管廃棄能力に係る設計の要求が該当する（三号、四号の要求事項については、第 4 回申請の気体廃棄物の廃棄設備にて申請し認可済みである。）。関連は以下のとおりである。

また、今回申請対象設備の「技術基準規則 第 20 条 廃棄施設」への適合要否、適合内容の既認可からの変更の有無等を添付 1 に示す。

### 2.1 一号の要求に係る設備

第 5 回申請のうち一号の「放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。」に該当する設備は、液体廃棄物の廃棄設備である。

上記については要求事項及び設計に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。

なお、気体廃棄物を廃棄する能力については、第 4 回申請までで申請し認可済みである。

### 2.2 二号の要求に係る設備

第 5 回申請のうち二号の「放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。」に該当する設備は、液体廃棄物の廃棄設備である。

上記については要求事項及び設計に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。

なお、気体廃棄物の廃棄設備を区別して設置することについては、第 4 回申請までで申請し認可済みである。

### 2.3 五号の要求に係る設備

第5回申請のうち五号の「液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。」に該当する設備は、液体廃棄物の廃棄設備である。

上記については要求事項及び設計に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。

### 2.4 事業変更許可申請書の保管廃棄能力に係る設計の要求に係る設備

第5回申請のうち事業変更許可申請書の保管廃棄能力に係る設計の要求に該当する設備は、液体廃棄物保管廃棄区画、固体廃棄物保管廃棄区画である。

上記については事業許可基準規則の要求事項に対する事業変更許可申請書の設計内容の明確化として適合を説明する。また、保管廃棄している廃棄物を移動することから保管廃棄区画としてのエリア設定を解除する C ウラン貯蔵室の保管廃棄区画に係る変更について説明する。

### 2.5 その他

追加安全対策として行う遠隔消火設備の新規設置工事に干渉する付着ウラン回収設備の RE-2 側配管を撤去する。また、当該配管は、RE-2A 前半の新型遠心機による運転に係るカスケード設備及びUF<sub>6</sub>処理設備の配管と接続されていることから、撤去することで物理的に隔離し、RE-2A 前半の新型遠心機による運転に影響を及ぼすおそれがない状態にする。

付着ウラン回収設備の本体は、今後使用を廃止する RE-1 設備の廃棄物化等に係る設工認にて申請することを計画している。撤去を行う配管の範囲は、既に付着ウランの回収作業が完了している RE-2 側の配管であり、RE-1 側の付着ウラン回収作業への影響はない。

### 3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

説明書での申請内容に関する補足説明を添付2に示す。

### 4. 既認可から変更がない設計について

「技術基準規則 第20条 廃棄施設」の要求事項及び設計に変更がないとしたものについて、既認可の申請内容を添付3に示す。

## 添付 1

申請対象設備の「技術基準規則 第 20 条 廃棄施設」  
への適合要否及び既認可からの変更について



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可					今回申請					技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの －：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの 要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの △：適合性について既認可から変更がないもの 要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの －：条文要求を受けないもの （○）：事業許可基準規則の要求事項に対する適合性確認を実施するもの
												廃棄施設					廃棄施設					
												第 二 十 条 第 一 号	第 二 十 条 第 二 号	第 二 十 条 第 三 号	第 二 十 条 第 四 号	第 二 十 条 第 五 号	第 二 十 条 第 一 号	第 二 十 条 第 二 号	第 二 十 条 第 三 号	第 二 十 条 第 四 号	第 二 十 条 第 五 号	
106	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	UFシリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック (2号均質槽)	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号均質槽 (番号79)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上
107	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時のEa漏えい防止インターロック (2号均質槽)	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14、 23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上
108	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号均質槽)	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽シリンダ重量計 (番号92)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	
109	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号均質槽)	－	12	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ/製品シリンダ内圧力 計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番号93) ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入 口圧力計) (番号90)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	
110	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号製品シリンダ 槽)	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・製品シリンダ/製品シリンダ内圧力 計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番号93) ・製品シリンダ槽 (F) 内温度計 (番 号94)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	
111	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14、 23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	
112	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・製品シリンダ槽シリンダ重量計 (番号93)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	
113	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号製品シリンダ 槽)	－	3	式	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入 口圧力計) (番号90) ・製品シリンダ/製品シリンダ内圧力 計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番号93)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	
114	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ 槽)	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・原料シリンダ/製品シリンダ内圧力 計 (原料シリンダ槽入口圧力計) (番号97) ・原料シリンダ槽内温度計 (番号 97)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	
115	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14、 23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	
116	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・原料シリンダ槽シリンダ重量計 (番号98)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上	

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可					今回申請					技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】 欄 ○：適合性確認を実施するもの △：適合性について既認可から変更がないもの 要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの （○）：事業許可基準規則の要求事項に対する適合性確認を実施するもの 【今回申請】 欄 ○：適合性確認を実施するもの 要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの △：適合性について既認可から変更がないもの 要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの （○）：事業許可基準規則の要求事項に対する適合性確認を実施するもの
												廃棄施設					廃棄施設					
												第 二 十 条 第 一 号	第 二 十 条 第 二 号	第 二 十 条 第 三 号	第 二 十 条 第 四 号	第 二 十 条 第 五 号	第 二 十 条 第 一 号	第 二 十 条 第 二 号	第 二 十 条 第 三 号	第 二 十 条 第 四 号	第 二 十 条 第 五 号	
117	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	新設	非自重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
118	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工程用モニタ甲濃度高によるIF <sub>2</sub> 漏えい拡大防止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	1	式	5	既設	非自重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器・2号工程用モニタ (番号84) ※ ※当該検出器については、番号101、122のインターロックと共用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
119	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック 2号サンプル小分け装置	-	1	式	5	改造	非自重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器・2号局所排風機 (番号211)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
120	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	サンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のインターロック 2号サンプル小分け装置	-	1	式	5	既設	非自重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器・サンプルシリンダ内圧力計 (番号99) ・加熱箱温度計 (番号100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
121	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	4	組	5	新設	非自重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器・地震計 (番号11、12) ※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
122	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工程用モニタ甲濃度高によるIF <sub>2</sub> 漏えい拡大防止のインターロック (2号局所排気装置)	-	1	式	5	改造	非自重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器・2号工程用モニタ (番号84) ※ ※当該検出器については、番号101、118のインターロックと共用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
123	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時のIF <sub>2</sub> 漏えい防止インターロック (2号局所排気装置)	-	4	組	5	新設	非自重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器・地震計 (番号11、12) ※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
124	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質パーズ系コールドトラップ	2号発回均質槽	2	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
125	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号減圧槽	2号発回均質槽	1	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
126	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質パーズ系ケミカルトラップ NaF	2号発回均質槽	4	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
127	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質パーズ系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	2号発回均質槽	4	基	5	既設	非自重	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
128	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質パーズ系ブースタポンプ	2号発回均質槽	2	基	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
129	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質パーズ系ロータリポンプ	2号発回均質槽	4	基	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
130	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	主要配管 (均質パーズ系)	2号発回均質槽	-	式	5	既設	非自重	1G		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
131	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質パーズ系コールドトラップ内圧力計	2号発回均質槽	2	台	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
132	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質パーズ系コールドトラップ内温度計	2号発回均質槽	2	台	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
133	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽内圧力計	2号発回均質槽	1	台	5	改造	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
134	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽入口配管温度計	2号発回均質槽	1	台	5	改造	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可					今回申請					技術基準への適合性に関する変更の有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの △：適合性について既認可から変更がないもの 要求事項、設計内容に変更がないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの 要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの △：適合性について既認可から変更がないもの 要求事項、設計内容に変更がないもの。今回の申請で変更は行わないもの -：条文要求を受けないもの （○）：事業許可基準規則の要求事項に対する適合性確認を実施するもの
												廃棄施設					廃棄施設					
												第二十条第一号	第二十条第二号	第二十条第三号	第二十条第四号	第二十条第五号	第二十条第一号	第二十条第二号	第二十条第三号	第二十条第四号	第二十条第五号	
135	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号均質バージ系コールドトラップ)	-	2	式	5	既設	非安全	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・均質バージ系コールドトラップ内圧力計 (番号131) ・均質バージ系コールドトラップ内温度計 (番号132)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
136	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号均質バージ系コールドトラップ)	-	4	組	5	新設	非安全	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
137	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号均質バージ系コールドトラップ)	-	1	式	5	新設	非安全	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
138	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号均質バージ系ロータリポンプ)	-	4	式	5	既設	非安全	第3類	2号均質バージ系ロータリポンプに係るインターロック 検出器 ・2号均質バージ系ロータリポンプ (番号129)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
139	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	カバー、シート	2号発回均質槽	-	式	5	新設	非安全	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
143	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	-	式	5	既設	非安全	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
144	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	-	式	5	改造	非安全	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
145	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器	2号発回均質槽 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	21	本	5	改造	非安全	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
146	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	原料シリンドラ置台 (光填)	Aウラン貯蔵庫	238	組	5	既設	非安全	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
147	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	製品シリンドラ置台 (光填)	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	300	組	5	既設	非安全	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
148	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	廃品シリンドラ置台 (光填)	Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	750	組	5	既設	非安全	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
149	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	中間製品容器置台	1号発回均質槽 2号発回均質槽	46	組	5	既設	非安全	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
150	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	2号発回均質槽	21	組	5	既設	非安全	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
151	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (A)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
152	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (B)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
153	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (C)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
154	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (D)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
155	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (E)	搬入棟	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
156	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (G)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
157	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (H)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
158	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (I)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
159	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (J)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
160	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (K)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安全	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンドラ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可					今回申請					技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの －：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの 要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの △：適合性について既認可から変更がないもの 要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの －：条文要求を受けないもの （○）：事業許可基準規則の要求事項に対する適合性確認を実施するもの	
												廃棄施設					廃棄施設						
												第 二 十 条 第 一 号	第 二 十 条 第 二 号	第 二 十 条 第 三 号	第 二 十 条 第 四 号	第 二 十 条 第 五 号	第 二 十 条 第 一 号	第 二 十 条 第 二 号	第 二 十 条 第 三 号	第 二 十 条 第 四 号	第 二 十 条 第 五 号		
161	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (L)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非自重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
162	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (M)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非自重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
163	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (N)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非自重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
164	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (O)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非自重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
165	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (P)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非自重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
166	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	均質室天井走行クレーン	1号均質室	1	基	5	既設	非自重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
167	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	2号均質室天井走行クレーン	2号均質室	1	基	5	既設	非自重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
168	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬出入台車	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	台	5	既設	非自重	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
169	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬送台車	ウラン濃縮棟 ウラン貯蔵・廃棄物庫	5	台	5	既設	非自重	第1類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
214	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗缶排水貯槽	中央操作棟	4	基	5	既設	非自重	1G		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	液体廃棄物を処理する機器であるため対象とする。既認可から要求事項に追加又は変更及び設計内容に変更はないため、今回の申請にて変更は行わない。	
215	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
216	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理脱水機	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
217	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
218	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
219	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水機凝集設備ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
220	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管 (高放射性廃水処理系)	中央操作棟	-	式	5	既設	非自重	1G		○	○	-	-	-	○	△	△	-	-	△	同上
221	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	漏A	中央操作棟	1	区画	5	既設	非自重	第2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	放射性廃棄物を取り扱う機器ではなく、本項の要求事項に該当しないため対象外とする。	
222	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	漏B	中央操作棟	1	区画	5	既設	非自重	第2類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
223	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
224	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非自重	第3類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
225	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能 (凝集槽)	-	-	式	5	既設	非自重	第3類	凝集槽に係るインターロック 検出器 ・凝集槽液位計 (番号223)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
226	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能 (脱水ろ液タンク)	-	-	式	5	既設	非自重	第3類	脱水ろ液タンクに係るインターロック 検出器 ・脱水ろ液タンク液位計 (番号224)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	
227	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	液体廃棄物を処理する機器であるため対象とする。既認可から要求事項に追加又は変更及び設計内容に変更はないため、今回の申請にて変更は行わない。	
228	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1廃水調整ピット	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
229	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
230	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
231	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集沈殿槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
232	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	汚泥タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
233	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	沈沈処理水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
234	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	砂ろ過塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
235	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
236	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	マイクロフィルタ	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	
237	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器補償タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		○	○	-	-	-	△	△	-	-	-	同上	



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第2活性炭吸着塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類	
270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ピット	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類	
271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	吸着塔逆水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類	
272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類	
273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ピット1	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非自重	第3類	
274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ピット2	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非自重	第3類	
275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ピット3	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非自重	第3類	
276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ピット4	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非自重	第3類	
277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水管 (非放射性廃水処理系)	中央操作棟 渡り廊下 2号発回均質棟	—	式	5	既設	非自重	第3類	
278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水タンク	中央操作棟	1	基	5	撤去	—	—	
279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水逆水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	撤去	—	—	
280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	棟 (ホットランドリー室)	中央操作棟	1	区画	5	撤去	—	—	
281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水管	中央操作棟	—	式	5	撤去	—	—	
282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画	中央操作棟	1	区画	5	既設	非自重	—	
283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>2</sub> ポンプ置台)	2号発回均質棟	58	基	5	既設	非自重	—	
284	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管 (IF <sub>2</sub> 発生・供給系)	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	—	式	5	撤去	—	—	
285	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管 (回収系)	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	—	式	5	撤去	—	—	
286	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Aウラン濃縮廃棄物室)	Aウラン濃縮廃棄物棟	1	区画	5	既設	非自重	—	
287	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Bウラン濃縮廃棄物室)	ウラン貯蔵・廃棄物棟	1	区画	5	既設	非自重	—	
288	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Cウラン濃縮廃棄物室)	使用済速心機保管建屋	1	区画	5	既設	非自重	—	
289	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Dウラン濃縮廃棄物室)	使用済速心機保管建屋	1	区画	5	既設	非自重	—	
290	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済速心機保管室)	使用済速心機保管建屋	1	区画	5	既設	非自重	—	
291	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Cウラン貯蔵室 (使用済速心機保管エリア))	ウラン貯蔵・廃棄物棟	1	区画	5	撤去	—	—	
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	中センサ	中央操作棟 2号発回均質棟 1号発回均質棟 2号カスケード棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物棟	30	台	5	新設	非自重	16, 第2類	
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	非気用モニタA	中央操作棟	1	台	5	改造	非自重	第1類	
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	非気用モニタB	中央操作棟	1	台	5	改造	非自重	第1類	
317	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備 (均質槽防護カバー内の感知器の新設)	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非自重	第3類	
318	その他の加工施設	非常用設備	温度センサ	2号発回均質棟 1号発回均質棟	22	台	5	新設	非自重	16	
327	その他の加工施設	非常用設備	ハロンポンベ (2号中間室, 2号発回均質室用)	中央操作棟 渡り廊下	19	本	5	新設	非自重	第3類	
328	その他の加工施設	非常用設備	ハロンポンベ (1号均質室用)	1号発回均質棟	4	本	5	新設	非自重	第3類	

既認可		今回申請					技術基準への適合に関する変更有無の考え方			
廃棄施設		廃棄施設					【既認可】 欄 ○：適合性確認を実施するもの —：条文要求を受けないもの			
第20条第一号	第20条第二号	第20条第三号	第20条第四号	第20条第五号	第20条第一号	第20条第二号	第20条第三号	第20条第四号	第20条第五号	
○	○	—	—	—	△	△	—	—	—	同上
○	○	—	—	—	△	△	—	—	—	同上
○	○	—	—	—	△	△	—	—	—	同上
○	○	—	—	—	△	△	—	—	—	同上
○	○	—	—	—	△	△	—	—	—	同上
○	○	—	—	—	△	△	—	—	—	同上
○	○	—	—	—	△	△	—	—	—	同上
○	○	—	—	—	△	△	—	—	△	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	撤去する機器であることから対象外とする。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	撤去する機器であることから対象外とする。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	撤去する機器であることから対象外とする。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	放射線廃棄物の保管廃棄に係る設計を対象とする。技術基準規則の要求事項には該当しないが、事業許可基準規則の要求事項の明確化として説明を行う。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	撤去する機器であることから対象外とする。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	放射線廃棄物を取り扱う機器ではなく、本項の要求事項に該当しないため対象外とする。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上



## 添付 2

変更内容に係る補足説明事項について

【第5回申請】

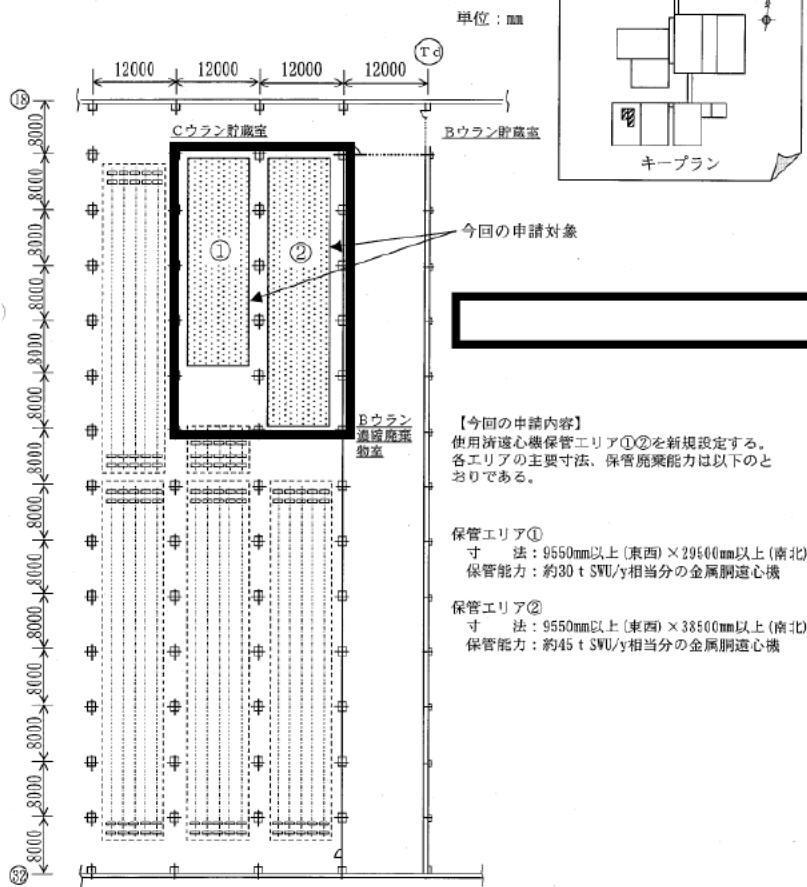
設工認申請書	補足説明	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第20条、23条に基づき、放射性廃棄物を処理する能力等について説明するものである。また、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業許可基準規則」という。）」第17条の放射性廃棄物の保管廃棄に係る設計について説明するものである。</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設のうち、今回申請する設備及び機器に対し、技術基準規則第20条及び事業許可基準規則第17条の要求事項並びに設計に変更はないため、今回の申請で変更は行わない。</p> <p>技術基準規則第23条については、今回申請する設備及び機器が、放射線障害を防止するために必要な換気等を行う機器ではないため該当しない。</p> <p>なお、今回の申請において、事業変更許可申請書に基づき、金属洞遠心機の一時的な保管廃棄場所として設定していたCウラン貯蔵室の保管廃棄区画を解除する。<u>当該区画に設置していた金属洞遠心機については、使用済遠心機保管室の保管廃棄区画に移動済みであり、金属洞遠心機を使用済遠心機保管室に保管することは既設工認で申請し認可済みである（認可番号：平成22・03・30原第2号）。</u><sup>(注1)</sup><sup>(注2)</sup> 今後、Cウラン貯蔵室には、使用済遠心機は保管しない。</p> <p>また、固体廃棄物の廃棄設備のうち、付着ウラン回収設備の配管（付着ウランの回収作業が完了したRE-2設備側の配管）を撤去する。これにより、今後、<u>運転に供するカスケード設備及びUF<sub>6</sub>処理設備と、RE-1廃棄物化に係る付着ウラン回収設備を物理的に隔離する。</u><sup>(注3)</sup></p>	<p>(注1) 移動前後の配置について別紙1に示す。</p> <p>(注2) 保管廃棄区画については、事業許可基準規則の要求事項である保管廃棄能力（必要な容量を有すること）に係る設計の具体として、区画の寸法等を示すものである。また、保管廃棄区画については、技術基準規則の要求事項に該当しないことから、既認可においては、今回の申請で示している保管廃棄区画の仕様表を示しているものと、そうではないものがある。<u>保管廃棄区画の既認可の申請実績及び今回の申請における考え方を別紙2に示す。</u></p> <p>(注3) 付着ウラン回収設備は、事業変更許可申請書に示すとおり、使用済みの遠心機（RE-1の金属洞遠心機（RE-2側については、付着ウラン回収済））に付着したウランを回収するための設備であり、付着ウランの回収作業完了後は、撤去又は存置保管廃棄する設備である。</p> <p>本申請（第1回～第5回申請）の申請範囲は、RE-2A前半の新型遠心機による運転に必要な範囲であり、付着ウラン回収設備は、RE-1廃棄物化等に係る設工認（本申請とは別に申請）にて申請することを計画しているが、本申請（第1回～第5回申請）における追加安全対策の遠隔消火設備の工事において、RE-2側の付着ウラン回収設備の配管が干渉する。また、当該配管は、RE-2A前半の新型遠心機による運転に係るカスケード設備及びUF<sub>6</sub>処理設備の配管と接続されていることから、撤去することで物理的に隔離し、RE-2A前半の新型遠心機による運転に影響を及ぼすおそれがない状態にする。</p> <p>撤去を行う配管の範囲は、既に付着ウランの回収作業が完了しているRE-2側の配管であり、RE-1側の付着ウラン回収作業への影響はない。</p> <p>撤去後における物理的な隔離状態を別紙3に示す。</p>	<p>・付着ウラン回収設備の施設区分は、既認可では「濃縮施設」であるが、事業変更許可申請書に基づき、「放射性廃棄物の廃棄施設」とする。</p>

## 別紙 1

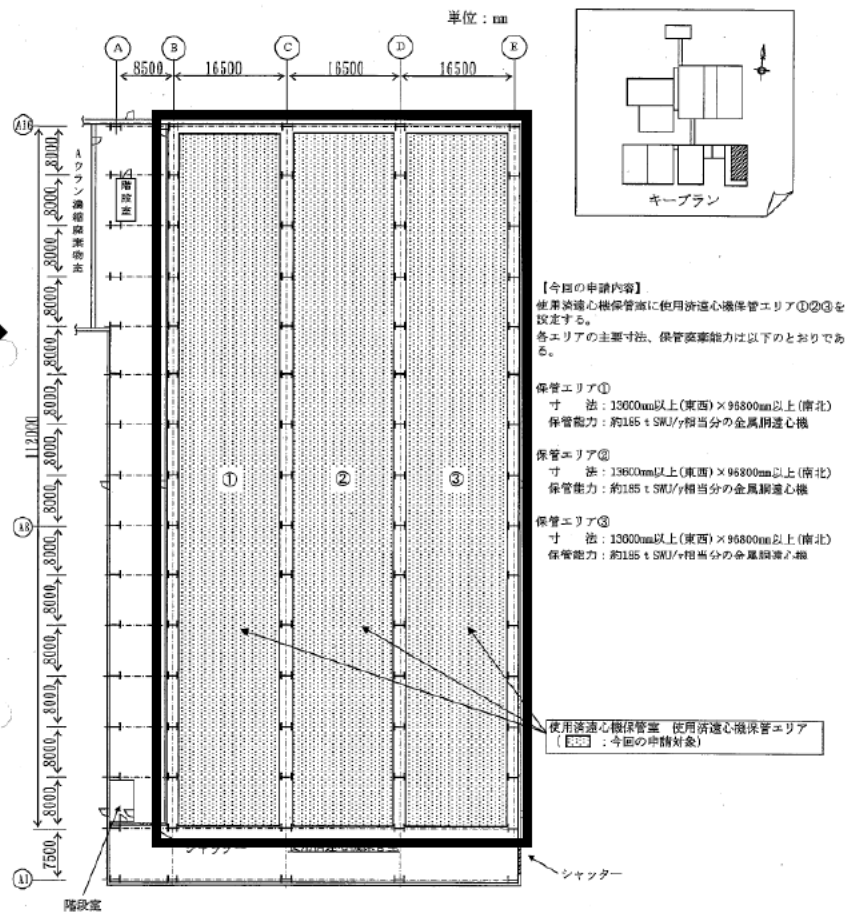


金属胴遠心機をCウラン貯蔵室から使用済遠心機保管室に保管し、一時保管場所としていたCウラン貯蔵室の保管廃棄区画を解除する。

金属胴遠心機の移動前後の配置について



Cウラン貯蔵室



使用済遠心機保管室

## 別紙 2

保管廃棄区画の既認可の申請実績及び今回の申請における考え方について

保管廃棄区画は、事業許可基準規則と技術基準規則に違いがあり、既認可においては、保管廃棄区画の容量を示すために必要な寸法を仕様表で示している区画と、そうではない区画がある。今回の申請においては、各区画の仕様表における記載統一を検討した。既認可の申請実績及び今回の申請における考え方を以下に示す。

1. 検討の対象とする保管廃棄区画

事業変更許可申請書に示す保管廃棄区画及び最大保管廃棄能力を以下に示す。

➤ 気体廃棄物の保管廃棄区画及び最大保管廃棄能力

主要な機器	個数	設置場所	主な仕様
IF <sub>7</sub> ポンベ	27本	付着ウラン回収廃棄物室	主要材料：ステンレス鋼（胴本体）

※1

※1：IF<sub>7</sub>ポンベは、付着ウラン回収作業完了後に廃棄物となるため、今回の申請範囲外である。

➤ 液体廃棄物の保管廃棄区画及び最大保管廃棄能力

管理廃水処理室の保管廃棄能力は、約 160 本（20L ドラム缶換算）である。また、付着ウラン回収廃棄物室の保管廃棄能力は、約 430 本（80kg ポンベ換算）である。

➤ 固体廃棄物の保管廃棄区画及び最大保管廃棄能力

室名	最大保管廃棄能力
A ウラン濃縮廃棄物室	約 5500 本（200L ドラム缶換算）
B ウラン濃縮廃棄物室	約 4400 本（200L ドラム缶換算）
使用済遠心機保管室	約 555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機
C ウラン濃縮廃棄物室	約 2800 本（200L ドラム缶換算）
D ウラン濃縮廃棄物室	約 4200 本（200L ドラム缶換算）
E ウラン濃縮廃棄物室	約 5200 本（200L ドラム缶換算）
F ウラン濃縮廃棄物室	約 5200 本（200L ドラム缶換算）
1号カスケード室、1号中間室、1号発生回収室、1号均質室、除染室及び1号Qマス室他	600tSWU/y 相当分の以下設備 カスケード設備、UF <sub>6</sub> 処理設備、均質・ブレンディング設備、管理廃水処理設備、分析設備及びその他付帯設備他

※2

※3

※2：今回の申請にて保管廃棄区画の設定を解除する C ウラン貯蔵室の保管廃棄区画についても、検討対象とする。

※3：新設予定の廃棄物建屋に設定する保管廃棄区画，使用を廃止する RE-1 設備を保管廃棄するために設定する保管廃棄区画であるため，今回の申請範囲外である。

2. 既認可の申請実績

これまでの申請における最大保管廃棄能力の示し方は、廃棄物容器として、ドラム缶とその個数を申請（～2002年）している形式（添付図1参照）と、保管廃棄区画として、必要な寸法を申請（2009年～）している形式（添付図2参照）の二通りがある。また、保管廃棄区画の寸法表記については、東西、南北の寸法を示している形式（添付図2参照）と、保管廃棄区画の形状が凹凸型であり、単純な東西、南北の寸法で示せないことから面積で示している形式（添付図3、4参照）がある。

3. 今回申請における記載統一の検討

今回の申請における記載統一の検討に当たっては、発電炉の要目表及び既認可の仕様表記載を参考とする。

(1) 発電炉の要目表

名称		変更前		変更後	
		固体廃棄物貯蔵庫		変更なし	
種類	-	建物 地上 ■階 (■エリア) 地下 ■階建 (■エリア)	建物 地上 ■階建 (■エリア)	変更なし	建物 地上 ■階建 (■エリア)
		容量	-		ドラム缶詰固体廃棄物 200ℓドラム缶 約 ■本相当 ( 上段約 ■本 中段約 ■本 下段約 ■本 )
主要寸法	たて	m	■	■ ( ■ ) *	■ ( ■ ) *
	横	m	■	■ ( ■ ) *	■ ( ■ ) *
	高さ	m	■	■ ( ■ ) *	■ ( ■ ) *
材料	-	■	■	■	■

注記：\* ( ) 内は、貯蔵エリアを示す。  
: 変更後の最右欄は今回増設分を示す。

(2) 本施設の仕様表における検討

発電炉の要目表及び既認可の仕様表を参考に、ドラム缶の仕様ではなく、保管廃棄区画の仕様を示すこととし、仕様表記載項目は、「容量」、「寸法」とする。保管廃棄区画は、建屋と一体（建屋の一部）であるため、「種類」、「材料」については、建屋の申請にて示していることから、保管廃棄区画の仕様表には記載しないこととする。

a. 容量

容量の記載は、事業変更許可申請書に示す最大保管廃棄能力とする。また、ドラム缶の積載段数を考慮して算出した各段のドラム缶の本数を記載する。

b. 寸法

寸法の記載は、発電炉と違い、保管廃棄区画の形状が凹凸であり、単純な東西、南北の寸法で示すことができない区画があることから、面積で示すことで統一する。また、

高さについては、既認可の仕様表に記載がない（使用前検査において、必要な空間高さがあることを目視にて確認（一部実測有り））が、発電炉の要目表に合わせて高さ寸法を記載する。各区画の寸法（面積，高さ）の考え方を以下に示す。

① 液体廃棄物保管廃棄区画（管理廃水处理室）

事業変更許可申請書にて示す管理廃水处理室の最大保管廃棄能力は、20 L ドラム缶換算で約 160 本である。これに対し、20 L ドラム缶をボックスパレットに収納し保管廃棄することを想定する。この場合におけるボックスパレット 1 基当たりのドラム缶の本数は、16 本（4 列×2 列×2 段）であり、ボックスパレットの必要基数は 10 基となり、ボックスパレットの形状・配置を踏まえた広さを確保する。また、ボックスパレットの高さを考慮した高さを確保する。

➤ 20 L ドラム缶



外径：310 mm  
高さ：360 mm

➤ ボックスパレット

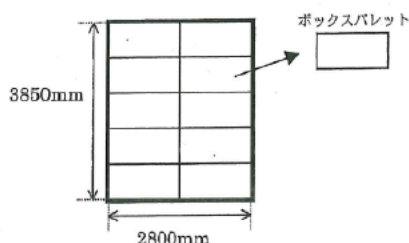


← ボックスパレット  
20L ドラム缶

たて：750 mm  
よこ：1380 mm  
高さ：1030 mm

➤ 区画面積：11 m<sup>2</sup> 以上

保管廃棄区画は、たて：3850 mm 以上、よこ：2800 mm 以上とする。必要なボックスパレットの基数 10 基に対し、5 列×2 列＝10 基のボックスパレットを配置できる広さであり、必要な保管廃棄能力（20 L ドラム缶換算で約 160 本に対し、約 160 本（（4 列×2 列×2 段）×（5 列×2 列）＝160 本））を有している。



$$3850 \text{ mm} \times 2800 \text{ mm} = 10780000 \text{ mm}^2 \approx 11 \text{ m}^2$$

※ボックスパレット 1 基の寸法は、設計公差を考慮し +20 mm とした値（770 mm×1400 mm）とする。

➤ 区画高さ：1.05 m 以上

ボックスパレットの設計公差を考慮し +20 mm した値（1030 mm + 20 mm = 1050 mm（1.05 m））とする。

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

② 液体廃棄物保管廃棄区画（IF<sub>5</sub>ボンベ置台）

事業変更許可申請書にて示す IF<sub>5</sub> ボンベ置台の最大保管廃棄能力は、80 kg ボンベ換算で約 430 本である。これに対し、建屋と一体（建屋の一部）として設計するのではなく、80 kg ボンベ相当の IF<sub>5</sub> ボンベを IF<sub>5</sub> ボンベ置台 1 基当たり 2 本収納し、IF<sub>5</sub> ボンベ置台の個数により必要な容量を確保する。

上記のことから、IF<sub>5</sub> ボンベ置台が IF<sub>5</sub> ボンベを 2 本収納できる寸法であること及び必要な個数を有していることを示す。

なお、今回申請する IF<sub>5</sub> ボンベ置台は、58 基（80 kg ボンベ換算で 116 本）であり、残り 157 基（80 kg ボンベ換算で 314 本）については、付着ウラン回収の作業工程に合わせて今後、増設する。

➤ IF<sub>5</sub> ボンベ

外径：220 mm

高さ：1435 mm

➤ IF<sub>5</sub> ボンベ置台

たて：565 mm（内寸：480 mm）

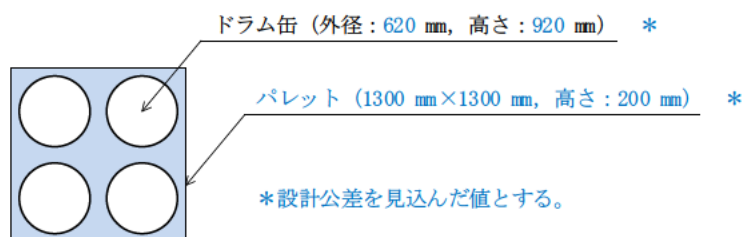
よこ：1170 mm（内寸：1030 mm）

高さ：970 mm

③ 固体廃棄物保管廃棄区画（A ウラン濃縮廃棄物室）

事業変更許可申請書にて示す A ウラン濃縮廃棄物室の最大保管廃棄能力は、200 L ドラム缶換算で約 5500 本である。これに対し、200 L ドラム缶を 4 本単位でパレットに積載し、3 段積みで保管廃棄することを想定する。この場合における 1 段当たりのドラム缶の本数は 1834 本（5500 本÷3 段＝1833.3 本）であり、パレットの枚数は 459 枚（1834 本÷4 本＝458.5 枚）となり、パレットの形状・配置を踏まえた広さを確保する。また、竜巻防護対策で最上段にもパレットを配置することを考慮した高さを確保する。

➤ 200 L ドラム缶及びパレット



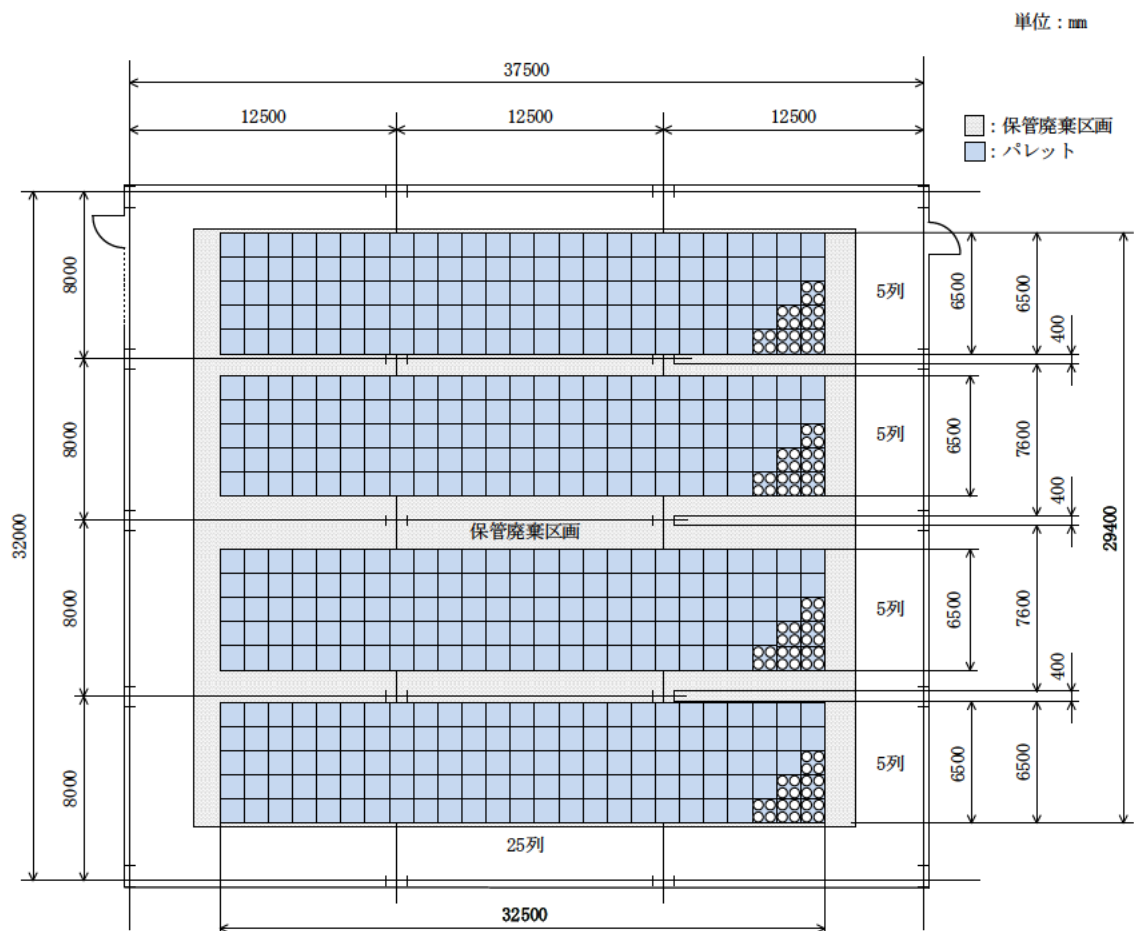
※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

➤ 区画面積：956 m<sup>2</sup>以上 (29400 mm×32500 mm=955.5 m<sup>2</sup>≒956 m<sup>2</sup>)

保管廃棄区画は、たて：29400 mm以上、よこ：32500 mm以上とする。補足別図1に示すとおり、建屋の柱により配置できない範囲を考慮しても、必要なパレットの枚数459枚に対し、20列×25列=500枚のパレットを配置できる広さであり、必要な保管廃棄能力(200 Lドラム缶換算で約5500本に対し、約6000本(500枚×4本×3段=6000本))を有している。

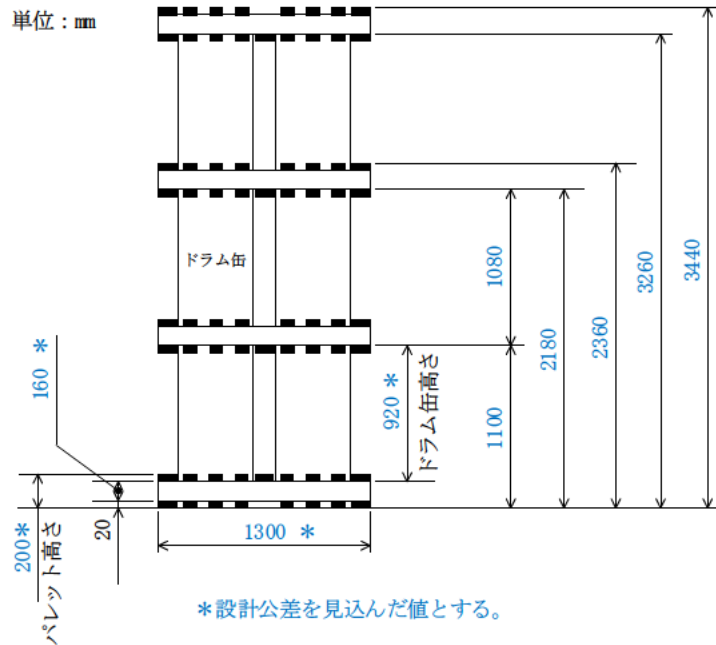
➤ 区画高さ：3.44 m以上(3段積み)

3段積みにおける高さを補足別図2に示す。



補足別図1 A ウラン濃縮廃棄物室の保管廃棄区画

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

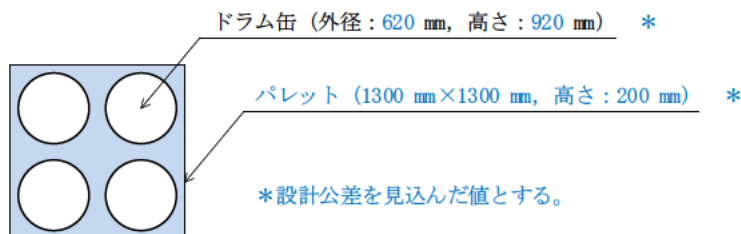


補足別図2 ドラム缶積載高さ

④ 固体廃棄物保管廃棄区画（B ウラン濃縮廃棄物室）

事業変更許可申請にて示すB ウラン濃縮廃棄物室の最大保管廃棄能力は、200 L ドラム缶換算で約 4400 本である。これに対し、2つのエリアに分けて保管廃棄することとし、エリア①は200 L ドラム缶換算で約 1800 本、エリア②は200 L ドラム缶換算で約 2600 本の保管廃棄能力を確保する。各エリアとも200 L ドラム缶を4本単位でパレットに積載し、3段積みで保管廃棄することを想定する。この場合における1段当たりのドラム缶の本数は、エリア①：600本（1800本÷3段=600本）、エリア②：867本（2600本÷3段=866.7本）であり、パレットの枚数は、エリア①：150枚（600本÷4本=150枚）、エリア②：217枚（867本÷4本=216.75枚）となり、パレットの形状・配置を踏まえた広さを確保する。また、竜巻防護対策で最上段にもパレットを配置することを考慮した高さを確保する。

➤ 200 L ドラム缶及びパレット



※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。



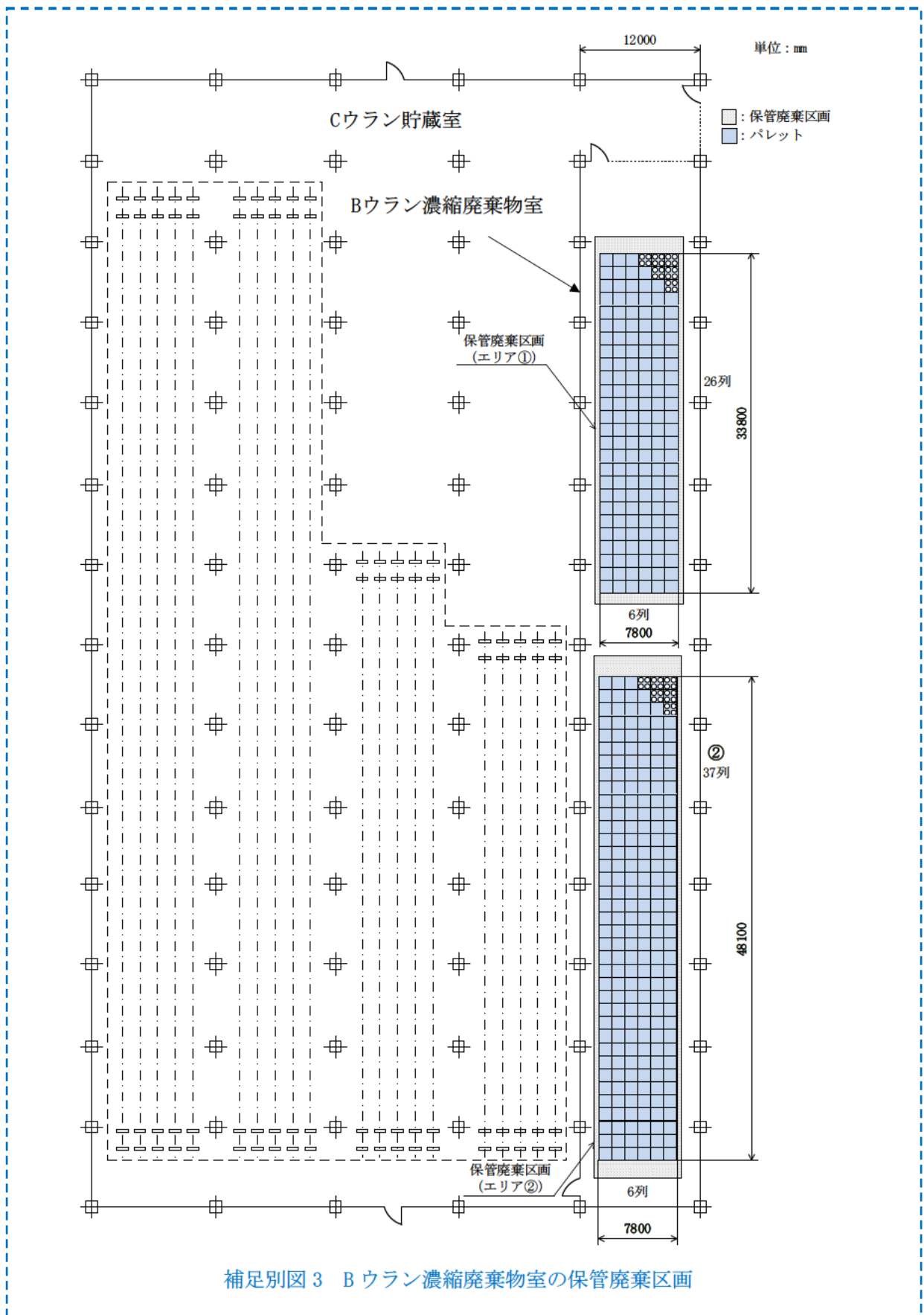
- 区画面積：エリア①：264 m<sup>2</sup>以上 (33800 mm×7800 mm=263.64 m<sup>2</sup>≒264 m<sup>2</sup>)  
                  エリア②：376 m<sup>2</sup>以上 (48100 mm×7800 mm=375.18 m<sup>2</sup>≒376 m<sup>2</sup>)

エリア①の保管廃棄区画は、たて：33800 mm以上、よこ：7800 mm以上とする。  
補足別図3に示すとおり、必要なパレットの枚数150枚に対し、26列×6列=156枚のパレットを配置できる広さであり、必要な保管廃棄能力（200 Lドラム缶換算で約1800本に対し、約1872本（156枚×4本×3段=1872本））を有している。

エリア②の保管廃棄区画は、たて：48100 mm以上、よこ：7800 mm以上とする。  
補足別図3に示すとおり、必要なパレットの枚数217枚に対し、37列×6列=222枚のパレットを配置できる広さであり、必要な保管廃棄能力（200 Lドラム缶換算で約2600本に対し、約2664本（222枚×4本×3段=2264本））を有している。

- 区画高さ：3.44 m以上（3段積み）  
3段積みにおける高さを補足別図2に示す。

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。



※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

⑤ 固体廃棄物保管廃棄区画（C ウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア））

本区画は、使用済遠心機保管建屋が建設されるまでの間の一時的な保管廃棄場所として設定した区画（エリア①：282 m<sup>2</sup>以上，エリア②：368 m<sup>2</sup>以上）であり，C ウラン貯蔵室の床面にテープにて区画を設定し，保管廃棄区画として機器と同様に仕様表対象として申請したものである（使用済遠心機保管建屋の建設後に移動することを含めて申請）。

本区画に保管廃棄していた金属胴遠心機については，既に使用済遠心機保管建屋に移動済みであり，今後，使用予定がないことから，本区画のエリア設定を解除するとともに，登録を抹消することを仕様表にて明確にする。

⑥ 固体廃棄物保管廃棄区画（使用済遠心機保管室）

事業変更許可申請書にて示す使用済遠心機保管室の最大保管廃棄能力は，555 tSWU/y 相当分の金属胴遠心機である。これに対し，3つのエリアに分けて保管廃棄することとし，各エリアとも金属胴遠心機を互い違いに配置し，185 tSWU/y 相当分の金属胴遠心機を配置できる広さを確保する。また，金属胴遠心機を保管するために必要な高さを確保する。

- 区画面積：エリア①：1317 m<sup>2</sup>以上（96800 mm×13600 mm=1316.48 m<sup>2</sup>≒1317 m<sup>2</sup>）  
                  エリア②：1317 m<sup>2</sup>以上（96800 mm×13600 mm=1316.48 m<sup>2</sup>≒1317 m<sup>2</sup>）  
                  エリア③：1317 m<sup>2</sup>以上（96800 mm×13600 mm=1316.48 m<sup>2</sup>≒1317 m<sup>2</sup>）

補足別図4及び補足別図5に示すとおり，金属胴遠心機を互い違いの稠密配置とし，保管エリア寸法を算出する。

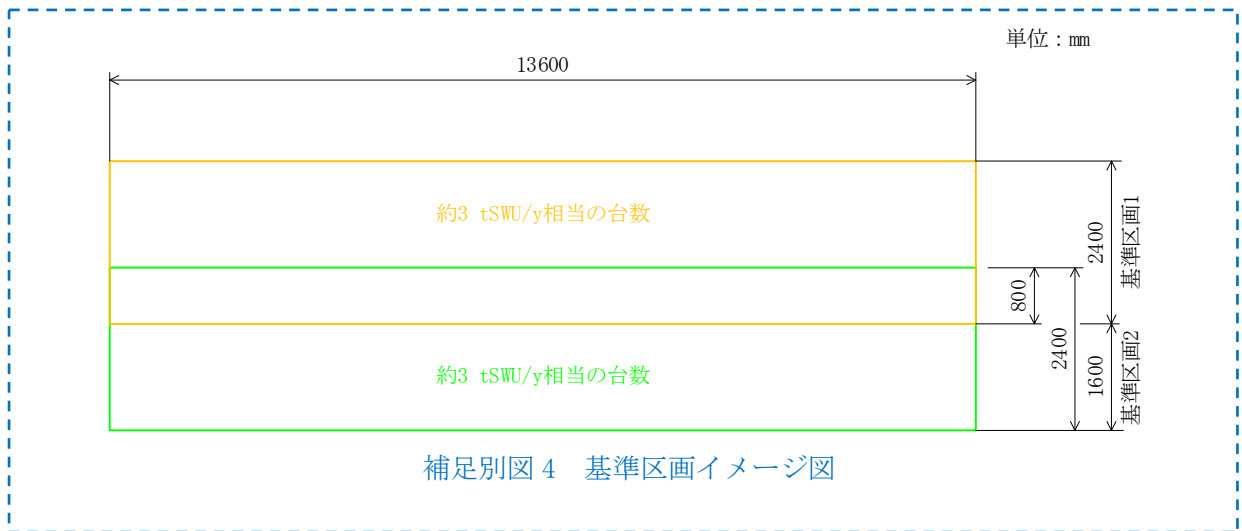
稠密配置による保管エリア寸法は，金属胴遠心機，約3 tSWU/y 相当の台数を保管廃棄できる区画寸法の13600 mm×2400 mmを基準区画1とする。

連続した稠密配置であるため，2列目以降の基準区画を，基準区画1と一部重複した配置となることから，2列目以降の金属胴遠心機，約3 tSWU/y 相当の台数を保管廃棄できる区画寸法は，重複分の寸法を基準区画1から差し引いた寸法となり，13600 mm×1600 mmを基準区画2とする。

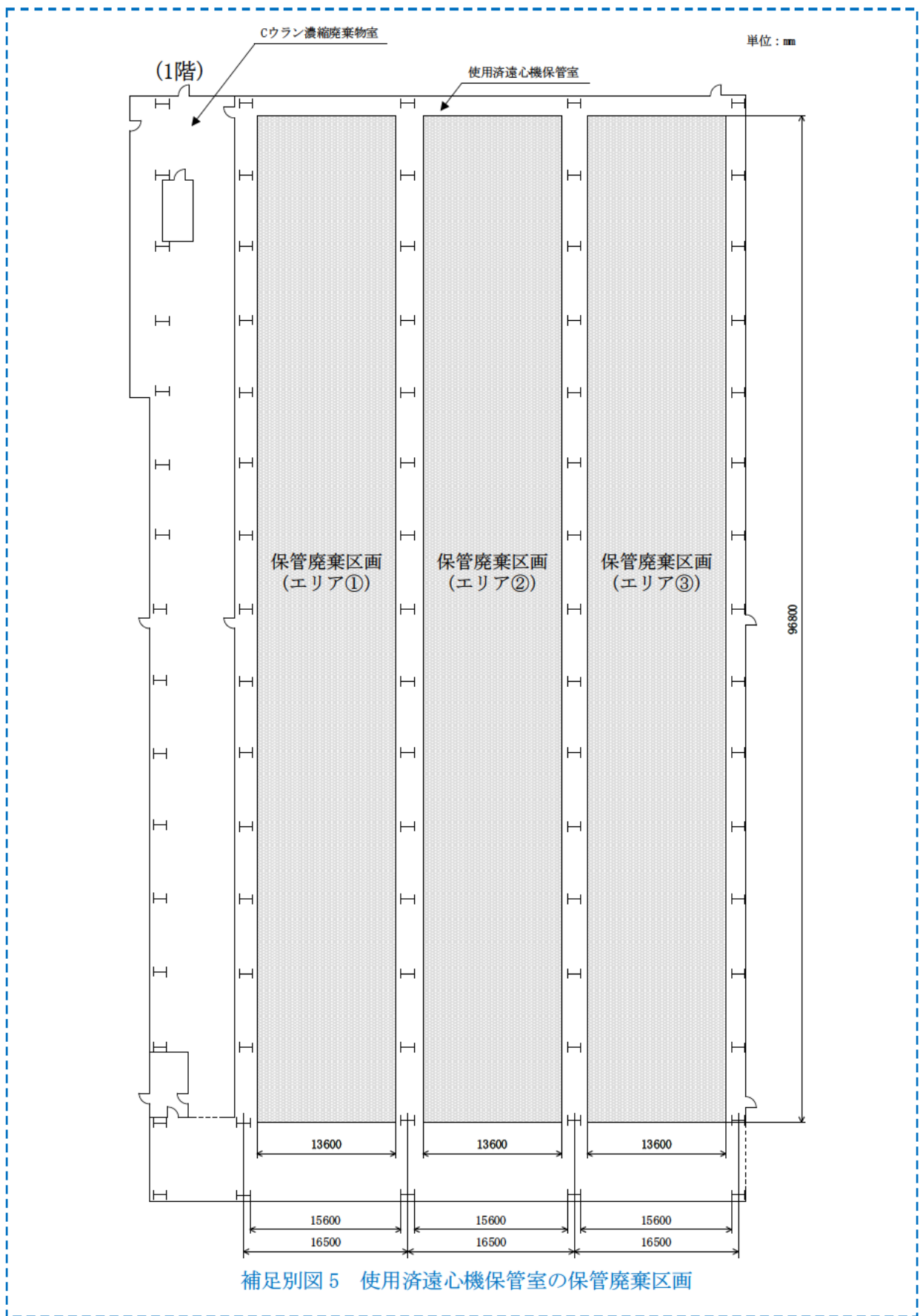
建屋柱間に設置する3つの保管エリアの東西寸法は13600 mm以上，南北寸法は，「基準区画1：2400 mm×1区画」＋「基準区画2：1600 mm×59区画」＝「96800 mm以上（60区画）」とする。1基準区画当たり金属胴遠心機，約3 tSWU/y 相当の台数の配置が可能のため，1つの保管エリアには，約3 tSWU/y 相当の台数×60区画＝約185 tSWU/y 相当分の金属胴遠心機を保管廃棄できる。よって3つの保管エリアの合計で必要な保管廃棄能力（555 tSWU/y 相当分の金属胴遠心機）を有している。

- 区画高さ：■m以上（金属胴遠心機の高さ）

※破線枠で示した箇所は，設工認申請書の記載の充実化，適正化を図る箇所を示す。



※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。



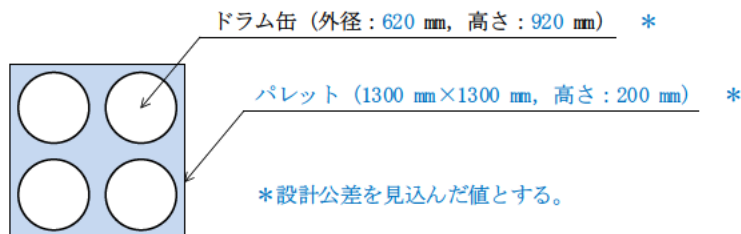
※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

⑦ 固体廃棄物保管廃棄区画（C ウラン濃縮廃棄物室）

事業変更許可申請書にて示すC ウラン濃縮廃棄物室の最大保管廃棄能力は、200 L ドラム缶換算で約 2800 本である。これに対し、200 L ドラム缶を 4 本単位でパレットに積載し、2 段積みで保管廃棄することを想定する。この場合における 1 段当たりのドラム缶の本数は 1400 本（2800 本÷2 段=1400 本）であり、パレットの枚数は 350 枚（1400 本÷4 本=350 枚）となり、パレットの形状・配置を踏まえた広さを確保する。C ウラン濃縮廃棄物室には階段室があるため、階段室を除いたエリアを保管廃棄区画に設定する。これにより、保管廃棄区画が凹凸形状になることを考慮し、必要なパレット枚数が配置できる広さを確保する。

また、竜巻防護対策で最上段にもパレットを配置することを考慮した高さを確保する。

➤ 200 L ドラム缶及びパレット



- 区画面積：613 m<sup>2</sup> 以上（基準区画Ⅰ：2600 mm×3900 mm=10.14 m<sup>2</sup>≒11 m<sup>2</sup>  
 基準区画Ⅱ：84500 mm×6500 mm=549.25 m<sup>2</sup>≒550 m<sup>2</sup>  
 基準区画Ⅲ：7800 mm×3900 mm=30.42 m<sup>2</sup>≒31 m<sup>2</sup>  
 基準区画Ⅳ：3900 mm×5200 mm=20.28 m<sup>2</sup>≒21 m<sup>2</sup>  
 Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ + Ⅳ = 11 m<sup>2</sup> + 550 m<sup>2</sup> + 31 m<sup>2</sup> + 21 m<sup>2</sup> = 613 m<sup>2</sup>）

補足別図 6 に示すとおり、保管廃棄区画が凹凸形状であることを考慮した保管エリア寸法を算出する。

凹凸形状の保管エリア寸法は、それぞれ四角形となる基準区画を設定して算出する。南側階段室に隣接した場所を基準区画Ⅰ，南側階段室と北側階段室の間を基準区画Ⅱ，北側階段室と隣接した場所を基準区画Ⅲ，北側階段室の北側の場所を基準区画Ⅳとする。

○ 基準区画Ⅰ

基準区画Ⅰは、2 列×3 列=6 枚のパレットを配置できる寸法として、たて：2600 mm×よこ：3900 mm=10.14 m<sup>2</sup>≒11 m<sup>2</sup>とする。

○ 基準区画Ⅱ

基準区画Ⅱは、64 列×5 列=320 枚のパレットを配置できる寸法として、た

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

て：84500 mm×よこ：6500 mm=549.25 m<sup>2</sup>≒550 m<sup>2</sup>とする。

なお、上記のたて寸法は、通路として1列分の寸法を加算した65列分の寸法である。

○ 基準区画Ⅲ

基準区画Ⅲは、6列×3列=18枚のパレットを配置できる寸法として、たて：7800 mm×よこ：3900 mm=30.42 m<sup>2</sup>≒31 m<sup>2</sup>とする。

○ 基準区画Ⅳ

基準区画Ⅳは、3列×4列=12枚のパレットを配置できる寸法として、たて：3900 mm×よこ：5200 mm=20.28 m<sup>2</sup>≒21 m<sup>2</sup>とする。

○ まとめ

必要なパレット枚数 350 枚に対し、基準区画Ⅰ～Ⅳにて 356 枚のパレットを配置できる広さであり、必要な保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算で約 2800 本に対し、約 2848 本（356 枚×4 本×2 段=2848 本））を有している。

➤ 区画高さ：2.36 m 以上（2 段積み）

2 段積みにおける高さを補足別図 2 に示す。

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。





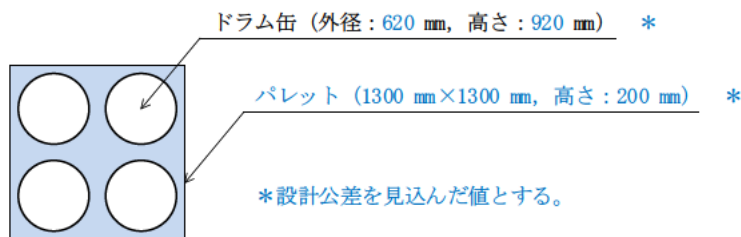
⑧ 固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)

事業変更許可申請書にて示すD ウラン濃縮廃棄物室の最大保管廃棄能力は、200 L ドラム缶換算で約 4200 本である。これに対し、200 L ドラム缶を 4 本単位でパレットに積載し、3 段積みで保管廃棄することを想定する。この場合における 1 段当たりのドラム缶の本数は 4200 本 (4200 本÷3 段=1400 本) であり、パレットの枚数は 350 枚 (1400 本÷4 本=350 枚) となり、パレットの形状・配置を踏まえた広さを確保する。

D ウラン濃縮廃棄物室には、C ウラン濃縮廃棄物室と同様に階段室があるため、階段室を除いたエリアを保管廃棄区画に設定する。これにより、保管廃棄区画が凹凸形状になることを考慮し、必要なパレット枚数が配置できる広さを確保する。

また、竜巻防護対策で最上段にもパレットを配置することを考慮した高さを確保する。

➤ 200 L ドラム缶及びパレット



- 区画面積：634 m<sup>2</sup> 以上 (基準区画 I : 3900 mm×3900 mm=15.21 m<sup>2</sup>≒16 m<sup>2</sup>  
 基準区画 II : 85800 mm×6500 mm=557.7 m<sup>2</sup>≒558 m<sup>2</sup>  
 基準区画 III : 6500 mm×3900 mm=25.35 m<sup>2</sup>≒26 m<sup>2</sup>  
 基準区画 IV : 5200 mm×6500 mm=33.8 m<sup>2</sup>≒34 m<sup>2</sup>  
 I + II + III + IV = 16 m<sup>2</sup> + 558 m<sup>2</sup> + 26 m<sup>2</sup> + 34 m<sup>2</sup> = 634 m<sup>2</sup>)

補足別図 7 に示すとおり、保管廃棄区画が凹凸形状であることを考慮した保管エリア寸法を算出する。

凹凸形状の保管エリア寸法は、それぞれ四角形となる基準区画を設定して算出する。南側階段室に隣接した場所を基準区画 I，南側階段室と北側階段室の間を基準区画 II，北側階段室と隣接した場所を基準区画 III，北側階段室の北側の場所を基準区画 IV とする。

○ 基準区画 I

基準区画 I は、3 列×3 列=9 枚のパレットを配置できる寸法として、たて：3900 mm×よこ：3900 mm=15.21 m<sup>2</sup>≒16 m<sup>2</sup> とする。

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

○ 基準区画Ⅱ

基準区画Ⅱは、64列×5列=320枚のパレットを配置できる寸法として、たて：85800 mm×よこ：6500 mm=557.7 m<sup>2</sup>≒558 m<sup>2</sup>とする。

なお、上記のたて寸法は、通路として2列分の寸法を加算した66列分の寸法である。

○ 基準区画Ⅲ

基準区画Ⅲは、5列×3列=15枚のパレットを配置できる寸法として、たて：6500 mm×よこ：3900 mm=25.35 m<sup>2</sup>≒26 m<sup>2</sup>とする。

○ 基準区画Ⅳ

基準区画Ⅳは、4列×5列=20枚のパレットを配置できる寸法として、たて：5200 mm×よこ：6500 mm=33.8 m<sup>2</sup>≒34 m<sup>2</sup>とする。

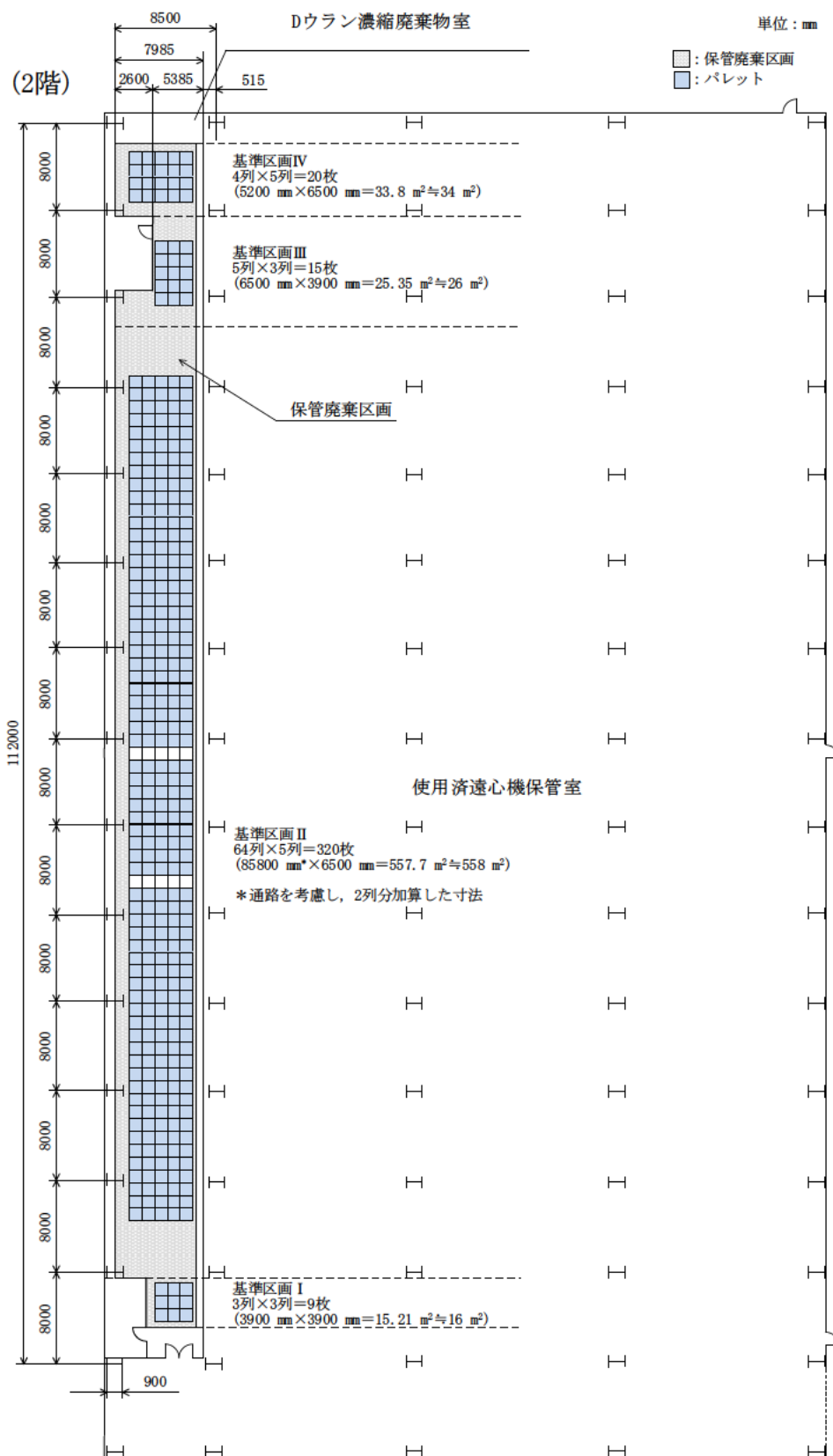
○ まとめ

必要なパレット枚数 350 枚に対し、基準区画Ⅰ～Ⅳにて 364 枚のパレットを配置できる広さであり、必要な保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算で約 4200 本に対し、約 4368 本（364 枚×4 本×3 段=4368 本））を有している。

➤ 区画高さ：3.44 m 以上（3 段積み）

3 段積みにおける高さを補足別図 2 に示す。

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。



補足別図7 Dウラン濃縮廃棄物室の保管廃棄区画

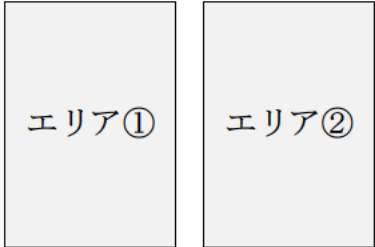
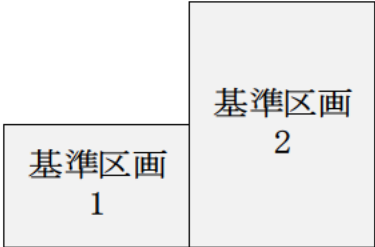
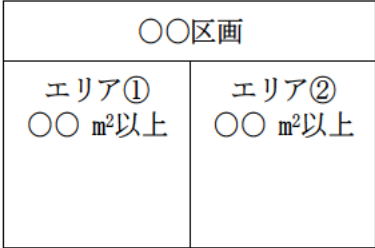
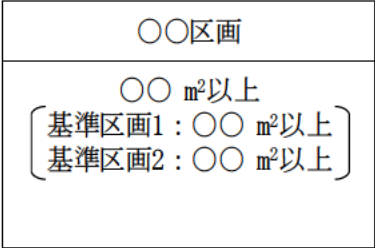
※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

(3) 仕様表の記載

上記の検討結果に基づき、仕様表の記載を以下のとおりとする。

また、補足別表1に示すとおり、保管廃棄区画が、複数のエリアにて構成されている場合と形状が凹凸の場合を考慮した記載とする。

補足別表1 保管廃棄区画の構成及び形状

	保管廃棄区画が 複数のエリアにて構成 されている場合	保管廃棄区画の 形状が凹凸の場合
保管廃棄区画		
考え方	各エリアは独立したものとして取り扱う（エリアを跨いで保管廃棄しない）。	基準区画は保管廃棄区画の面積算出のために設定する基準区画であり、独立したエリアとして取り扱わない（基準区画を跨いで保管廃棄することを可とする）。
仕様表記載	各エリアの仕様情報を列記する。	保管廃棄区画の内訳として各基準区画の面積を記載する。
		

## a. 液体廃棄物の保管廃棄区画

名称	—	液体廃棄物保管廃棄区画	
容量	本	約 160 (20 L ドラム缶換算) ( 上段 : 80 ) ( 下段 : 80 )	
主要寸法	区画面積	m <sup>2</sup>	11 以上* <sup>1</sup>
	区画高さ	m	1.05 以上* <sup>2</sup>

\*1 : ボックスパレットを介して保管廃棄すること (20 L ドラム缶 4 列×2 列の 2 段積み/ボックスパレット 1 基) を見込んだ面積を示す。

\*2 : ボックスパレットを介して保管廃棄することを見込んだ高さを示す。

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

名称	—	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台)	
容量	本/基	2* <sup>1</sup>	
主要寸法	たて	mm	565* <sup>2</sup>
	よこ	mm	1170* <sup>2</sup>
	高さ	mm	970* <sup>2</sup>
個数	基	58* <sup>1</sup>	

注 1

\*1：IF<sub>5</sub>ボンベ 2 本/基（IF<sub>5</sub>ボンベ内容積 0.04 m<sup>3</sup>/本）の置台を 58 基有することから、IF<sub>5</sub>ボンベの保管数量は 116 本（80 kg ボンベ換算）である。

\*2：IF<sub>5</sub>ボンベ置台の寸法を示す。

注 1：IF<sub>5</sub>ボンベの保管廃棄能力は、ボンベ置台の個数により確保するため、主要寸法は区画面積ではなく、置台の寸法及び個数を記載する。

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

## b. 固体廃棄物の保管廃棄区画

名称		—	固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)	固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)	
容量		本	約 5500 (200 L ドラム缶換算) 〔上段：約 1834〕 〔中段：約 1834〕 〔下段：約 1834〕	エリア① 約 1800 (200 L ドラム缶換算) 〔上段：約 600〕 〔中段：約 600〕 〔下段：約 600〕	エリア② 約 2600 (200 L ドラム缶換算) 〔上段：約 867〕 〔中段：約 867〕 〔下段：約 867〕
主要寸法	区画面積	m <sup>2</sup>	956 以上* <sup>1</sup>	エリア① 264 以上* <sup>1</sup>	エリア② 376 以上* <sup>1</sup>
	区画高さ	m	3.44 以上* <sup>2</sup>	3.44 以上* <sup>2</sup>	

\*1：パレットを介して保管廃棄すること（200 L ドラム缶 4 本/パレット 1 枚）を見込んだ面積を示す。

\*2：パレットを介して 3 段積みにて保管廃棄することを見込んだ高さを示す。

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

名称	—	固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア))		固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)			
容量	本	エリア① 約 30 tSWU/y 相当分 の金属胴遠心機	エリア② 約 45 tSWU/y 相当分 の金属胴遠心機	エリア① 約 185 tSWU/y 相当分 の金属胴遠心機	エリア② 約 185 tSWU/y 相当分 の金属胴遠心機	エリア③ 約 185 tSWU/y 相当分 の金属胴遠心機	
主要寸法	区画面積	m <sup>2</sup>	エリア① 282 以上	エリア② 368 以上	エリア① 1317 以上	エリア② 1317 以上	エリア③ 1317 以上
	区画高さ	m	■■■■ 以上		■■■■ 以上		

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。



名称	—	固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)	固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)
容量	本	約 2800 (200 L ドラム缶換算) 〔 上段 : 1400 〕 〔 下段 : 1400 〕	約 4200 (200 L ドラム缶換算) 〔 上段 : 1400 〕 〔 中段 : 1400 〕 〔 下段 : 1400 〕
主要寸法	区画面積	m <sup>2</sup> 613 以上* <sup>1</sup> 〔 ・基準区画Ⅰ : 11 以上 ・基準区画Ⅱ : 550 以上 ・基準区画Ⅲ : 31 以上 ・基準区画Ⅳ : 21 以上 〕	m <sup>2</sup> 634 以上* <sup>1</sup> 〔 ・基準区画Ⅰ : 16 以上 ・基準区画Ⅱ : 558 以上 ・基準区画Ⅲ : 26 以上 ・基準区画Ⅳ : 34 以上 〕
	区画高さ	m 2.36 以上* <sup>2</sup>	m 3.44 以上* <sup>3</sup>

\*1 : パレットを介して保管廃棄すること (200 L ドラム缶 4 本/パレット 1 枚) を見込んだ面積を示す。

\*2 : パレットを介して 2 段積みにて保管廃棄することを見込んだ高さを示す。

\*3 : パレットを介して 3 段積みにて保管廃棄することを見込んだ高さを示す。

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

表-2 固体廃棄物の廃棄設備の仕様（放射性固体廃棄物用容器）

設備機器名称		放射性固体廃棄物用容器
区分		固体廃棄物の廃棄設備
台数		約1200本（新設）
設置場所		Bウラン濃縮廃棄物室
設計条件	腐界管理	----
	放射線防護	----
	耐震	----
	材料・構造 (温度・圧力)	----
仕様	型式	200Lドラム缶： JIS規格 鋼製オープンドラム
	主要寸法	JIS Z 1600の規定による
	主要材料	炭素鋼（SPHC）
	性能	----
	核燃料物質の状態	----
様	その他	保管廃棄する放射性固体廃棄物は、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物（スラジ、使用済NaFを除く）である。
	添付図	図-2

添付図1 ドラム缶とその数量を申請している形式

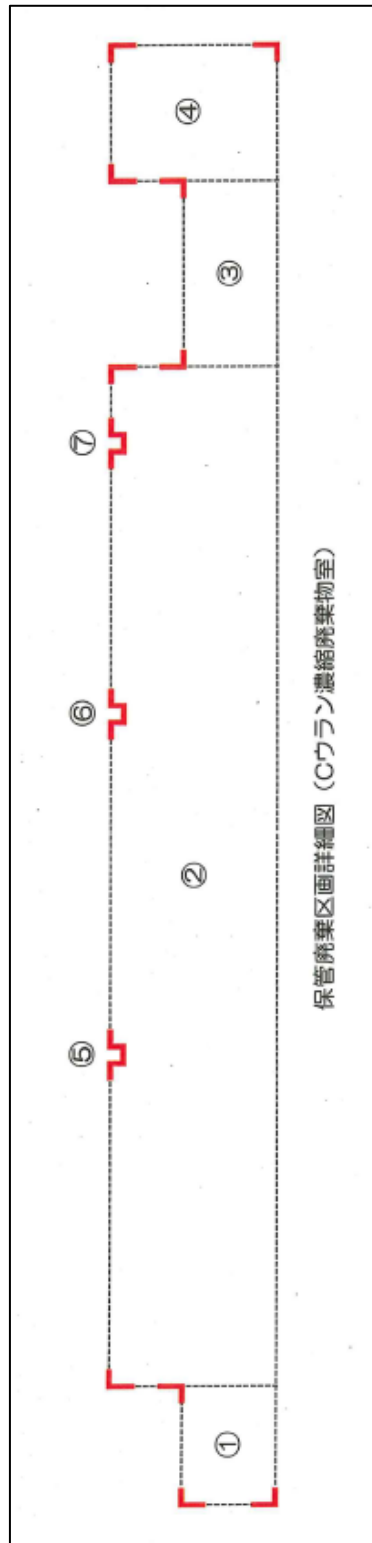
表-1 固体廃棄物の廃棄設備の仕様（保管廃棄区画）			
対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成 20・12・16 原第 3 号（平成 22 年 1 月 21 日付）	
	主要な設備及び機器の種類	放射性廃棄物の廃棄施設	
	許可との対応	上記施設の構成機器	
設備・機器名称		固体廃棄物の廃棄設備	
設備・機器の区分		本体	
設置場所		ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Bウラン濃縮廃棄物室	
機器名		保管廃棄区画	
変更内容		新設	
台数		1 区画（保管廃棄区画②） * 1	
一般仕様	型式	—	
	主要な構造材	—	
	寸法	保管廃棄区画①（既設） 7440mm 以上（東西）×31000mm 以上（南北） 保管廃棄区画②（新設） 7440mm 以上（東西）×44640mm 以上（南北）	
	温度、圧力	—	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
	核燃料物質の状態	—	
	技術基準に対する仕様	核燃料物質の臨界防止	—
		火災等による損傷の防止	—
		耐震性	—
材料及び構造		—	
閉じ込めの機能		—	
しゃへい		—	
換気		—	
核燃料物質等による汚染の防止		—	
安全上重要な施設		—	
搬送設備		—	
警報設備等		—	
廃棄施設		—	
放射線管理施設		—	
非常用電源設備		—	
その他事業許可で求める仕様		Bウラン濃縮廃棄物室の保管廃棄能力：約 4400 本（200L ドラム缶換算）	
添付図		図-1	

\* 1 保管廃棄区画①は、ドラム缶積載段数を 2 段から 3 段に変更するものであり、保管区画の寸法は、既認可済の内容（平成 14・06・11 原第 4 号）から変更なし。

添付図 2 保管廃棄区画として必要な寸法を申請している形式（東西南北寸法）

表-2 固体廃棄物の廃棄設備の仕様 (保管廃棄区画)		
対応する加工 事業許可	許可番号 (日付)	平成 20・12・16 原第 3 号 (平成 22 年 1 月 21 日付)
	主要な設備及び機器 の種類	放射性廃棄物の廃棄施設
	許可との対応	上記施設の構成機器
設備・機器名称	固体廃棄物の廃棄設備	
設備・機器の区分	本体	
設置場所	使用済遠心機保管建屋 (1 階) Cウラン濃縮廃棄物室	
機器名	保管廃棄区画	
変更内容	新設	
台数	1 区画	
一般仕様	型式	_____
	主要な構造材	_____
	寸法	保管廃棄区画面積 : 546 m <sup>2</sup> 以上
	温度、圧力	_____
	その他の構成機器	_____
	その他の性能	200L ドラム缶積載段数 : 2 段
技術基準に 対する仕様	核燃料物質の状態	_____
	核燃料物質の臨界防止	_____
	火災等による損傷の防止	_____
	耐震性	_____
	材料及び構造	_____
	閉じ込めの機能	_____
	しゃへい	_____
	換気	_____
	核燃料物質等による汚染の防止	_____
	安全上重要な施設	_____
	搬送設備	_____
	警報設備等	_____
	廃棄施設	_____
	放射線管理施設	_____
非常用電源設備	_____	
その他事業許可で求める仕様	Cウラン濃縮廃棄物室の保管廃棄能力 : 約 2800 本 (200L ドラム缶換算)	
添付図	図-2	

添付図 3 保管廃棄区画として必要な寸法を申請している形式 (面積)

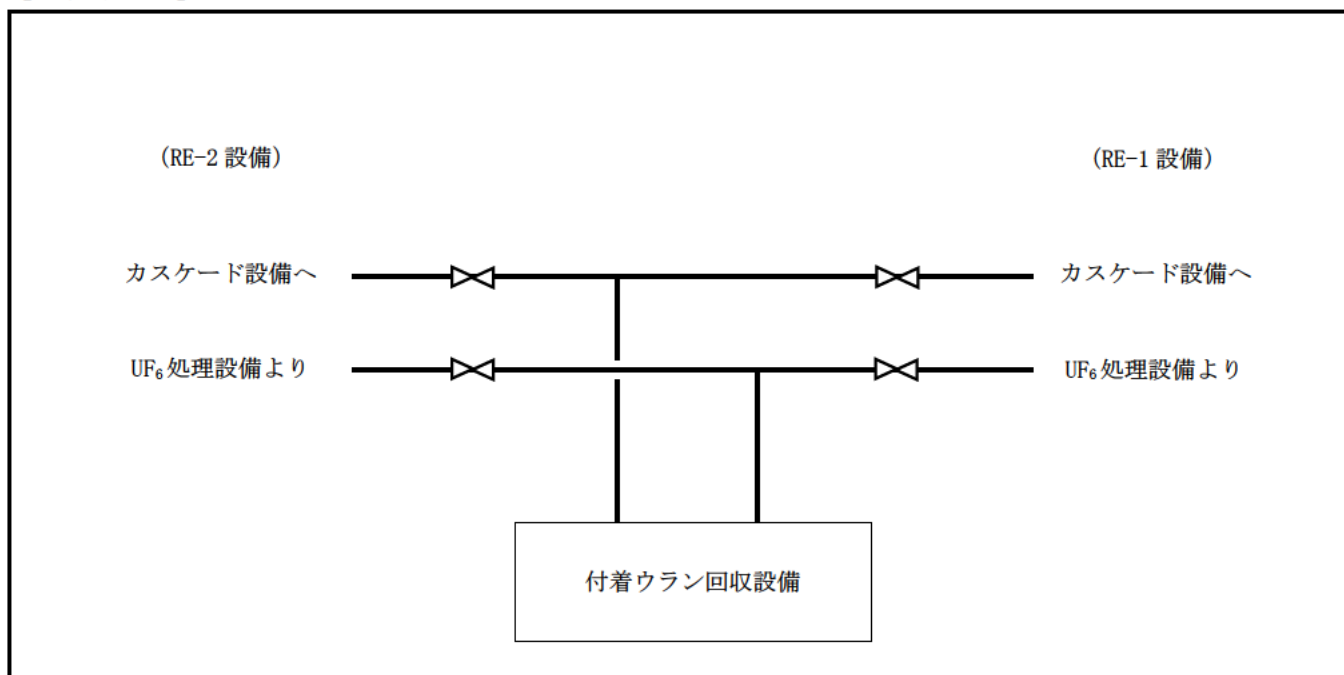


添付図 4 保管廃棄区画の形状 (凹凸型)

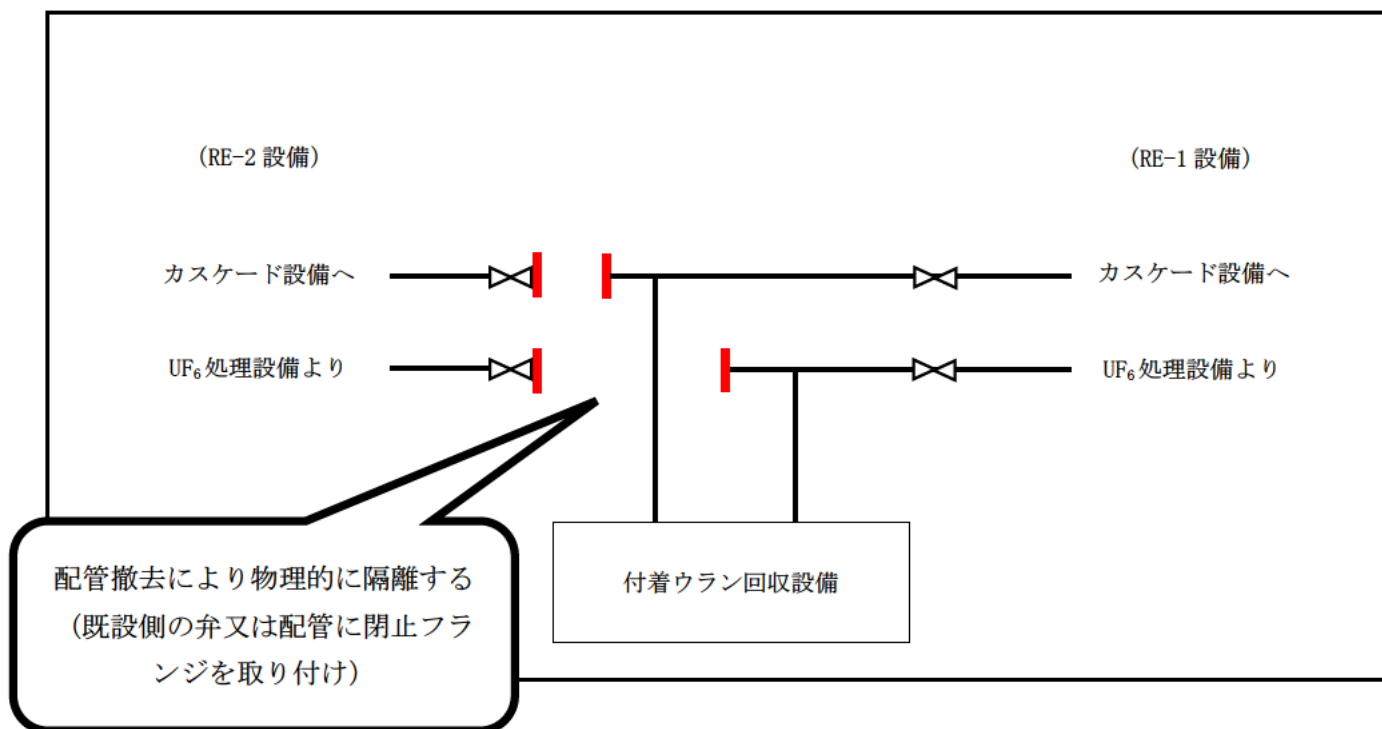
## 別紙 3

カスケード設備及びUF<sub>6</sub>処理設備と  
RE-1 廃棄物化に係る付着ウラン回収設備との隔離状態について

【配管撤去前】



【配管撤去後】



## 添付 3

既認可の申請内容





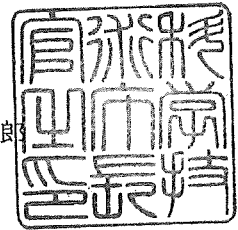
元安（核規）第376号

平成元年 8月17日

日本原燃産業株式会社

代表取締役社長 大垣 忠雄 殿

科学技術庁長官 齋藤 栄三郎



核燃料物質の加工施設に関する  
設計及び工事の方法の認可について

平成元年 5月24日付け 濃発第16号 をもって申請のあった標記  
の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
第16条の2第1項の規定に基づき認可する。

## (廃棄施設)

第14条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ長官の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

## 適合性

## 第14条 第一号

第1種管理区域からの排気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタにより処理した後、排気口を通じて屋外へ排出する。排気中の放射性物質濃度は、法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを排気用モニタにより連続的に監視する。

本工場で発生する液体廃棄物は、主に分析廃水、洗缶廃水、手洗い廃水等の第1種管理区域において付随的に発生する廃水である。これらの廃水は、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、放射性物質濃度が法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを確認した後、排水口から工場外へ放出する。

第14条 第二号

放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設する。

第14条 第三号

第1種管理区域からの排気は、中央操作棟の屋上に施設された排気口を通じて屋外へ排出する。

第14条 第四号

技術基準第9条第三号の適合性に述べたとおりである。

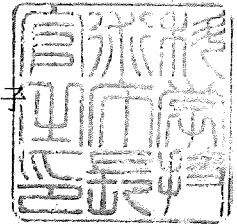
第14条 第五号

第1種管理区域において発生する廃水は、液体廃棄物の廃棄設備で処理した後、排水口から放出する。

6安(核規)第665号  
平成6年12月15日

日本原燃株式会社  
代表取締役社長 野澤 清志 殿

科学技術庁長官 田中 眞紀子



核燃料物質の加工施設の変更に関する  
設計及び工事の方法の認可について

平成6年9月30日付け濃発第36号をもって申請のあった標記の件について  
は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項  
の規定に基づき認可します。

## (廃棄施設)

第14条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ長官の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

## 適合性

## 第14条 第一号

第1種管理区域からの排気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタにより処理した後、排気口を通じて屋外へ排出する。排気中の放射性物質濃度は、既認可済の排気用モニタにより連続的に監視し、科技庁告示第20号に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを確認する。

本工場で発生する液体廃棄物は、主に分析廃水、洗缶廃水、手洗廃水等の第1種管理区域において付随的に発生する廃水である。これらの廃水は、必要に応じて既認可済の液体廃棄物の廃棄設備で凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、放射性物質濃度が科技庁告示第20号に定める周辺監視区域外における濃度限度の1/10以下であることを確認した後、排水口から事業所外へ放出する。

なお、分離作業能力1050tSWU/年において発生する廃水量は1300m<sup>3</sup>/年程度であり、管理廃水処理設備の処理能力約3000m<sup>3</sup>/年を超えない。

第14条 第二号

放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設する。

第14条 第三号

第1種管理区域からの排気は、中央操作棟の屋上に施設された既認可済の排気口を通じて屋外へ排出する。

第14条 第四号

第1種管理区域からの排気は、技術基準第9条第三号の適合性に述べたとおりである。

第14条 第五号

第1種管理区域において発生する廃水は、既認可済の液体廃棄物の廃棄設備で処理した後、排水口から放出する。

# 経済産業省

20120717 原第 21 号

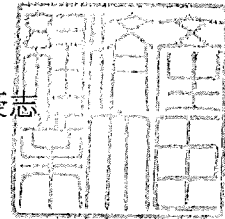
平成 24 年 8 月 31 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 川井 吉彦 殿

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 細野 豪志



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可につ  
いて

2012年7月17日付け2012濃計発第56号をもって申請がありました上  
記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和  
32年法律第166号）第16条の2第1項の規定に基づき、認可します。

表-25 液体廃棄物の廃棄設備の仕様 (第1処理水ピット) (1/2)

対応する加工事業許可	許可番号(日付)	平成20・12・16原第3号(平成22年1月21日付け)
	主要な設備及び機器の種類	放射性廃棄物の廃棄施設
	許可との対応	上記施設の構成機器
設備・機器名称		液体廃棄物の廃棄設備
設備・機器の区分		本体
設置場所		管理廃水処理室
機器名		第1処理水ピット
変更内容		— (機器本体は、今回の更新対象外であり、既認可申請書(元安(核規)第376号(平成元年8月17日付け))から変更なし)
台数		1基
一般仕様	型式	地下式
	主要な構造材	コンクリート(ステンレス鋼(SUS304)ライニング)
	寸法	幅 : 約2900 mm 奥行 : 約2000 mm 深さ : 約2000 mm
	温度、圧力	温度 : 常温 圧力 : 常圧
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—

\* : 一般仕様欄、技術基準に対する仕様欄は、既認可申請書の記載内容(最新の規格等を反映)を転記し、一般仕様欄は今回の更新による仕様変更点に下線を付し、技術基準に対する仕様欄は今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査を行う箇所に下線を付している。

\* : その他事業許可で求める仕様欄は、今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査(処理能力検査)を行う箇所に下線を付している。



表-25 液体廃棄物の廃棄設備の仕様 (第1処理水ピット) (2/2)

技術基準に対する仕様	核燃料物質の臨界防止	————
	火災等による損傷の防止	————
	耐震性	耐震重要度分類：第3類（建物（第2類）の一部として設計）
	材料及び構造	————
	閉じ込めの機能	漏えいを防止するため、第1廃水調整ピットへの連通管を設ける。
	しゃへい	————
	換気	————
	核燃料物質等による汚染の防止	————
	安全上重要な施設	————
	搬送設備	————
	警報設備等	————
	廃棄施設	本工場が発生する液体廃棄物は、主に分析廃水、洗缶廃水、手洗廃水等の第1種管理区域において付随的に発生する廃水である。これらの廃水は、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、放射性物質濃度が法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを確認した後、排水口から工場外へ放出する。
放射線管理施設	洗缶廃水等の液体廃棄物は処理後第1処理水ピットでサンプリングし、放射性物質濃度を測定後放出する。	
非常用電源設備	————	
その他事業許可で求める仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備・機器は不燃性又は難燃性材料を主として使用する。</li> <li>・管理区域で発生する廃水を必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行う設計とし、放射性物質濃度が平成12年科学技術庁告示13号に定める周辺監視区域外の水中の濃度の1/10以下であることを確認して、他の一般排水と共に排出口から事業所外へ排出する。</li> <li>・管理廃水処理設備は、液体廃棄物の事業所外への放出を可能とするのに十分なものとし、その処理能力は、約3000m<sup>3</sup>/yである。</li> </ul>	
添付図	図-26、56	

- \*：一般仕様欄、技術基準に対する仕様欄は、既認可申請書の記載内容（最新の規格等を反映）を転記し、一般仕様欄は今回の更新による仕様変更点に下線を付し、技術基準に対する仕様欄は今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査を行う箇所に下線を付している。
- \*：その他事業許可で求める仕様欄は、今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査（処理能力検査）を行う箇所に下線を付している。

表-32 液体廃棄物の廃棄設備の仕様（第2処理水ピット）（1/2）

対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成20・12・16原第3号（平成22年1月21日付け）
	主要な設備及び機器の種類	放射性廃棄物の廃棄施設
	許可との対応	上記施設の構成機器
設備・機器名称		液体廃棄物の廃棄設備
設備・機器の区分		本体
設置場所		管理廃水処理室
機器名		第2処理水ピット
変更内容		— （機器本体は、今回の更新対象外であり、既認可申請書（元安（核規）第376号（平成元年8月17日付け））から変更なし）
台数		2基
一般仕様	型式	地下式
	主要な構造材	コンクリート(ステンレス鋼 (SUS304) ライニング)
	寸法	幅 : 約 1500 mm 奥行 : 約 2000 mm 深さ : 約 2000 mm
	温度、圧力	温度 : 常温 圧力 : 常圧
	その他の構成機器	—————
	その他の性能	—————
	核燃料物質の状態	—————

\* : 一般仕様欄、技術基準に対する仕様欄は、既認可申請書の記載内容（最新の規格等を反映）を転記し、一般仕様欄は今回の更新による仕様変更点に下線を付し、技術基準に対する仕様欄は今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査を行う箇所に下線を付している。

\* : その他事業許可で求める仕様欄は、今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査（処理能力検査）を行う箇所に下線を付している。

表-32 液体廃棄物の廃棄設備の仕様 (第2処理水ピット) (2/2)

技術基準に対する仕様	核燃料物質の臨界防止	————
	火災等による損傷の防止	————
	耐震性	耐震重要度分類：第3類 (建物 (第2類) の一部として設計)
	材料及び構造	————
	閉じ込めの機能	漏えいを防止するため、第1廃水調整ピットへの連通管を設ける。
	しゃへい	————
	換気	————
	核燃料物質等による汚染の防止	————
	安全上重要な施設	————
	搬送設備	————
	警報設備等	————
	廃棄施設	本工場で発生する液体廃棄物は、主に分析廃水、洗缶廃水、手洗廃水等の第1種管理区域において付随的に発生する廃水である。これらの廃水は、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、放射性物質濃度が法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを確認した後、排水口から工場外へ放出する。
	放射線管理施設	液体廃棄物は処理後第2処理水ピットでサンプリングし、放射性物質濃度を測定後放出する。
非常用電源設備	————	
その他事業許可で求める仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備・機器は不燃性又は難燃性材料を主として使用する。</li> <li>・管理区域で発生する廃水を必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行う設計とし、放射性物質濃度が平成12年科学技術庁告示13号に定める周辺監視区域外の水中の濃度の1/10以下であることを確認して、他の一般排水と共に排出口から事業所外へ排出する。</li> <li>・管理廃水処理設備は、<u>液体廃棄物の事業所外への放出を可能とするのに十分なものとし、その処理能力は、約3000m<sup>3</sup>/yである。</u></li> </ul>	
添付図	図-33、56	

- \*：一般仕様欄、技術基準に対する仕様欄は、既認可申請書の記載内容（最新の規格等を反映）を転記し、一般仕様欄は今回の更新による仕様変更点に下線を付し、技術基準に対する仕様欄は今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査を行う箇所に下線を付している。
- \*：その他事業許可で求める仕様欄は、今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査（処理能力検査）を行う箇所に下線を付している。